

第35回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和3年7月30日（金）午後3時00分～午後5時00分
場 所：京都市役所分庁舎第4会議室

1 議題

(1)「京都市人権文化推進計画」令和2年度取組実績について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料1に基づき，説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

本日，事前に委員の皆様から質問等を頂戴しておりますので，先にそちらを御紹介させていただきたいと思います。

まず，取組実績の中の「ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実」についてです。菅原委員から，「寄り添い支援員は職員が担っているのか。コロナで人員は大丈夫か」という御質問をいただきました。

こちらにつきましては，社会福祉法人への委託によってこの事業を実施しておりますので，人員については現時点で不足している状況ではございません。

また，同じく「ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実」の関係で，藤木委員から，「相談実績の件数が示されているが，この数字を京都市はどのように評価しているのか。窓口一元化の効果や改善点等についても伺いたい」という御質問・御意見をいただきました。

こちらにつきましては，相談実績は，令和2年9月に開設してから3月末までの7か月の間で，既にその前年度の1.5倍の件数である267件の相談を受けているという状況になっています。また，全体の30パーセント程度が40歳以上の当事者に関する相談ということで，若い方だけではなく，全年齢を対象とした全年齢型の相談窓口を設置した効果が，着実に上がっていると考えています。引き続き，積極的に周知を行う必要があると考えています。

次に，菅原委員から，「農福連携による新京野菜普及促進事業，京都らしい農福連携推進事業」につきまして，「より一層，他の作業所や障害福祉施設の方々が取り組めるよう充実を願う」と御意見をいただいております。

こちらにつきましては，今後，京野菜である京の黄真珠の選別委託施設を増やしていくとともに，その他の新京野菜を含めて，福祉施設の生産活動への更なる参入，施設外就労などを支援してまいります。

また，同じく菅原委員から，「きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点「ほっとはぐ」の運営状況はどのような状況か」と御質問がございました。

本事業においては，土日や夜間においても地域の里親等に対して，訪問・電話・来所等による相談援助活動を実施しており，また，里親同士の交流事業の開催，里親制度の周知・広報・啓発活動など，地域で里親同士を支える取組を行っています。週末においては，ショートステイの受け入れをしており，約20世帯の方が利用をされている状況だと聞いております。

また、「子育てサポートプログラム普及推進事業」について、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止となったとあるが、子どもの成長は早く、療育に適した時期を逃すのは残念である。再開の工夫や目途はあるのか」との御意見・御質問をいただきました。

こちらにつきましては、研修会の中で演習なども実施するもので、オンラインでの開催が難しい状況があり、令和2年度は中止となりました。しかし、今年度については感染対策を講じた上で実施することを考えていると聞いております。

また、菅原委員から、「京（みやこ）SNS相談」の運営について、「カウンセラーなどの専門家が担当されているのか。個人のやりとりでは対面で行う以上、気配りが必要である」という御意見をいただいております。

こちらにつきましては、この相談事業につきましてはSNS相談のノウハウを持った民間事業者に委託をして行っております。委託先の相談員につきましては、臨床心理士、公認心理師等の有資格者であることや、SNS相談の経験が豊富な者であるなどを、要件として課しています。また、この相談員の研修も随時実施してるところでございます。

次に、藤木委員から、「新型コロナにより中止又は工夫して実施した事業について、訪問等の支援事業は実際に苦労があったと思う。一方、コロナ禍だからこそ必要性も増してると思う。さらに工夫を加えて推進してほしい」との御意見をいただきました。

こちらにつきましては、資料で取りまとめさせていただいてるとおり、工夫をして事業を実施しているところがございます。その中で得られたノウハウも生かして、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

また、同じく藤木委員から、「新型コロナの影響で、民間団体の福祉活動も停滞を余儀なくされた。その要因の一つとして、活動拠点の公的施設の利用が制限されたことを挙げる団体も少なくなかったと聞く。新型コロナの収束が見通せない中、施設の利用制限の在り方の見直しが必要ではないか」と御意見をいただきました。

公的施設の利用制限につきましては、基本的には、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などを受けて、国・京都府からの要請、働き掛けに基づいて京都市の方針を決定しています。そのため、京都市の裁量で決めることは難しい状況がございます。

また、京都府からのこれまでの働き掛けにおいても、1回目の緊急事態宣言時には「施設の休館」という対応でしたが、2回目の緊急事態宣言時には「開館時間の短縮に留める」ということで、一定、柔軟な対応もされているように思いますので、御理解いただければと存じます。

○藤木委員

今の3点で、まず一つ目、「ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実」に関する回答について、40歳以上の方の相談が多いなど、成果を上げられているように思います。この中でさらに成功事例といいますか、ひきこもりから脱するような方が増えてるのか、結び付いた事例があるのかなど、教えていただきたい。

このように、相談される方が増えているということを、もっとアピールしていただくと、相談をためらっておられる方にも広がると思います。数字も出して促していただくようにしてはいかがかと思います。

次に二点目、このコロナ禍における事業に対する制限について、少し心配なのが、職員の方や、サービスをされる方のモチベーションです。その辺りの維持というのが難しいと思います。もし工夫されていることがありましたら、教えてください。

最後に、公的施設の使用の問題です。もう1年以上、コロナの時代が続いているが、この間の経験を活かして、どういう事業はできて、どういう事業はできないといったように、一律に使用を制限しない方法を考えられないでしょうか。

私どもは公益財団法人として色々な民間団体を支援していますが、助成金の申請が毎年減っています。活動が下火になっているように感じています。子ども食堂をはじめ、子育て関係のお母さんのグループの活動など、様々な所に影響が出てきており、非常に危惧しています。公的施設が使えないというのは大きなダメージになりますので、ぜひ京都市から国などにも働き掛けていただいて、もう少しきめ細かい対応をしていただけたらと思います。

○水野課長

まず、「ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実」についてです。

具体的な相談事例までの把握は、今できていません。ただ、やはり潜在的なひきこもりの方というのはたくさんおられると思います。所管課において、この一元化を機に、そういった方の掘り起こしを図っていくことを考えており、さらにこの窓口を周知してまいります。

次に、職員などサービス提供者のモチベーションの維持について、私見も入りますが、例えば会場開催であったものというのをオンライン開催に変えるということで対応するというので、その際、今までオンラインというのやったことがない。オンラインでどのような形で会議を成功させるのかというところ、そういったところに頭を働かせて、こういう危機だからこそ、何とか乗り越えようとすることがモチベーションにつながると考えております。

最後に、この一年の知見がなかなか活かされていないという点についてです。一律規制に関しては、非常に難しいところです。あまり緩め過ぎると、施設で感染拡大した際に多くの方に迷惑を掛けることになりますし、初めて経験する感染症でございますので、どういう形が一番いいのかは行政としても模索しながらやっているのが現状でございます。今回の御意見については、担当部署にもお伝えをさせていただきます。

○前田委員

本日御紹介いただいたコロナ禍で工夫をして取り組まれた事業の中で、京都コンgres開催を御紹介いただきました。

私の学生がこのユースフォーラムに参加させていただき、私もオンラインで参加させていただきました。大変すばらしいイベントだったと思います。御紹介いただいたように、非常に感染対策も徹底されてましたし、オンラインになったことで、むしろ物理的に移動が難しい方もたくさん国内外からも参画されて、非常に盛大なものだったのではないかなと思います。

コロナ禍ゆえの人権問題など、今の議題でも問題になっていますが、特に福祉法の分野だと、やはり収容環境の悪化ですとか、貧困に起因するような犯罪増加の問題ですとか、様々なものがあります。京都は学生の街でもありますし、もちろん大学生には限らないのですが、やはり若い世代に、「そもそも人権とは何か」「人権の理念」「人権を尊重するための政策というのはどうあるべきか」という根本的なところを学ぶ機会というものを提供するというのは、非常に重要ではないかと感じました。

その点では今回、京都市も開催地として多大な御尽力をされたと思いますが、今後もこのような形で、若い世代への啓発というのも念頭に置いて、国レベルでの政策ですとか、あるいはそういう地元の教育機関との連携というものを一層促進していただければと期待しております。

○水野課長

ありがとうございます。いただいた御意見については、担当部署に共有いたします。

○山村室長

おっしゃるとおり、人権について、若い世代へどのように伝えていくかというのが非常に大きな課題になっております。

オンラインの活用においては、若い世代への浸透も図れたという例もありますので、こういった機会を利用し、また、委員の皆様方の御意見もいただきなが

ら工夫をしてまいります。

○菅原委員

先ほどのMICEのお話に関連して、コロナが流行する前は、京都ではMICE事業に力を入れていきたいとお聞きしたことがあります。ウィズコロナの時代、MICE事業というのも変化するのかなと思います。ワクチンとか治療薬とか、今色々と問題が出ていますが、このMICEを中心とした交流といいますか、学会や会議、コンGRESのようなものを、もっと進めていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○水野課長

このコロナを受け、MICE事業をやめていこうとか、そういった動きというのは特には聞いておりません。むしろ、こういったMICEモデルを使って会議もしていこうというような方向で考えているものと認識しております。

○薬師寺座長

私からもお伺いします。こちら難しい問題ですが、実はいつも3月までに予算決定する関係で、今年度の実施事業というのも既に3月までに審議いただいて、これでいこうと決まっていた。昨年は、予定をしていた事業の実施が難しい状況になってしまい、「急きょ切り替えで対応した事業」、それから、「予定してたけれど、人数を集めるということができない事業」、あるいは、「緊急事態宣言があり、規模を縮小するか、中止をせざるを得ない事業」などがありました。残念ながら、今年度も同じような状況です。本日の審議は、令和3年度のことをまとめるものではないのですが、昨年度の経験から、切り抜けた事例、こういう対応ができているという事例があれば、お教えいただきたいです。

これは恐らく、なかなか計画できないことだと思います。参加者を集める予定としているものを、急きょ変更しようかということで、最初からコロナを想定した内容にすることは、全くできないことではないのですが、二つを予め準備するということは、恐らく多くの場合、難しいと思います。

従って、やはり今年も、残念ながら、頑張っ準備していたけれども中止せざるを得ない事業というのは、たくさんあるのではないかと思います。先ほど藤木委員がおっしゃっていたように、お金を準備して申請しても使えないという事態が起こっているのです。

研究をやろうと思っても、インターネットでつなぐことはできるのですが、現地に人を送ることはできない。来てもらうこともできない。そうすると、オンラインでできる部門とできない部門の差が出てきていて、そこにコロナウイルス

の難しさが表れているのではないかと感じます。

最後の部分は私の意見ですが、「今年度が始まっているが、こういう難しさに遭遇してる」、「このように切り替えて事業をしている」、あるいは「途中でも新たな形で始めることによって代替できた」というような事例があれば、御紹介いただければと思います。

○水野課長

昨年度につきましては、オンラインでやるというようなこと、会場開催を変えてオンラインでやるというようなことは想定されておらず、なかなか対応できなかったという事業も多くございました。

ただ、そのような中で徐々にノウハウ等ができてきて、他の部署ともそれを共有しながら対応したという部分が、今年度は出てきていると思っております。

また、委託事業であれば、最初から会場開催だけではなく、コロナの感染拡大の場合にはオンラインに切り替えるといったことも契約の条件に付けて、柔軟に対応できるようにしている講演会やセミナーのような事業もあると思います。

一方で、例えば訪問事業のような、密接する可能性が高いような事業については、2年間も訪問できないというのは非常に影響が大きいですので、先ほど御紹介したような様々な感染対策を講じることで対応しています。

○薬師寺座長

恐らく、人権に関わる事業というのはやはり訪問ですとか、対面しないと分からないものがあると思いますので、大変難しいと思いますけれども、工夫や経験を普及するというだけでも大きな力になるのではないかと思います。

もう1点、昨日、他県の方でも議論になったのでお伺いします。ヤングケアラーという問題が、最近、急速に取り上げられています。京都市でもこのような問題というのはあると思うのですが、何かこの点での情報があれば、お教えいただけますでしょうか。

○山村室長

座長からありましたように、特にコロナ禍において孤独、孤立、あるいは女性の貧困、ヤングケアラーの問題というのは、非常に課題になっています。京都市としても、これらの問題については連携した対策をしないといけないということで、今年の4月1日付で全庁横断的なプロジェクトチーム「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」というものをつくり、保健福祉局や教育委員会をベースに、文化市民局共生社会推進室も参画し、全庁的なプログラムを組んでおります。

既に何度かプロジェクトチームで、会議を開いておりまして、今まで、各々が

個別に実施していた施策をどのように連携して効果的に進めていくか検討しています。また、関連するNPO法人や、民間でこういった問題に取り組んでおられる方の所へ、改めてヒアリングして、その状況を洗いながら、施策をどのように組み立てていくかということを、検討を始めているところでございます。

この懇話会にも非常に関連するテーマでありますので、今はまだ始まったところでございますので、どこかの時点で、その状況について御説明をさせていただきたいと思います。

(2) L G B T等性的少数者の人権尊重施策の進捗について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料2に基づき、説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前にいただいている質問について、回答させていただきます。

「京都市パートナーシップ宣誓制度」について、菅原委員から、「近隣自治体から、まず第一歩、都市間連携を進めることで、市民一般の理解も得られやすくなると思う」と御意見をいただきました。

おっしゃるとおりで、やはり引っ越し等は近隣の自治体間で行う方が多いかと思いますので、亀岡市・長岡京市と連携させていただいたところでございます。この協定を機に、宣誓制度の連携だけに関わらず、この3市の間でさらに当事者のための取組を進めていきたいというように思っております。また、他の自治体とのさらなる連携についても検討していきたいと考えております。

もう1点、菅原委員から、「市職員の対応の推進、広報に注力されてることはよく分かる。L G B Tの他にも、クィアやバイナリーなど、ますます性の考え方も多様化している。これらについても、徐々に広報、交流がされていけば、より深い施策になると考える」という御意見をいただいております。

このL G B T等の施策について、当事者の方の交流の場である「京都まあぶるスペース」等を通じまして、どのような課題があるのか把握しながら、当事者の生きづらさの解消に向けた施策を進めてまいります。

○薬師寺座長

京都市の場合、京都市の広報誌等でこの問題を表示する表現は「L G B T等」という言葉が使われています。しかし、他の場所で見える文書では、「L G B T Q」と書く場合もあれば、「L G B T I」を書く場合もあるし、「L G B T +」という表現も目にします。基本的には、京都市の文書では、啓発も含めて「L G B T等」という言葉を使うというのが慣行という理解でよろしいでしょうか。

○水野課長

こちらにも非常に議論のあるところで、共生社会推進室においても、どうあるべきかと最近も議論したところでございます。現段階では統一的な表現というのは示しにくいかと思っています。京都市においては、こういった例えば会議資料のような文書では、現在のところ「L G B T等の性的少数者」という表現を使用しています。ただ、先ほど紹介しました保護者向けリーフレットにおいては、L G B T Qという表現の使用を考えています。といいますのも、「Q」(クィア又はクエスチョニング)の頭文字には、自分のセクシュアリティが定まっていない人ですとか、意図的に定めてない人ですとか、そういった意味がございますので、まさに思春期の子というのは、そういった状況にあることも多いと考え、「Q」の意味も含めて啓発する必要があるかと思っています。

ですので、最初に言いましたように、まだ完全に統一的な表現というものはないのですが、大まかな使い分けというのは、今言ったような形でしています。

○辻委員

都市間連携のところ、今後さらに進めるということですが、例えば、京都の比較的近くで京都府下の他の自治体ですとか、大阪・滋賀も含め、このような制度を実施している市町村を、分かる範囲で教えてください。

○水野課長

まず、京都府下でございますが、亀岡市と長岡京市と京都市のこの3市だけが、制度を導入してるというような状況です。滋賀県に関しては、報道によると、大津市は実施しない方向であり、彦根市は導入をする予定だということです。大阪府に関しては、大阪市は導入しており、また、“大阪府”という市町村ではなくて、都道府県という単位で導入されています。(追記：堺市、貝塚市、枚方市、富田林市、大東市、交野市においても制度が導入されています。)(令和3年7月30日時点)

○辻委員

京都府下においては、例えば、宇治市や城陽市、京田辺市といった南部の都市も人口が多いと思いますが、制度ができそうな動きというのは把握されているのでしょうか。

○水野課長

直接その辺りの都市の状況は、把握していません。ただ、亀岡市や長岡京市と

情報共有する中で、京都府下の他の市町村でも動きがあるような話はされていきました。

○薬師寺座長

先ほど市の取組を御紹介いただきましたが、企業向け、あるいは学校向け等のリーフレットを作成していくにつれて、だんだんと市民の皆様に認識を広めていくことができると思います。ただ、そうすると、色々な質問・課題が今後表に出てくることになるかと思われます。

例えば、皆様御存じのとおり、経産省のトイレの使用制限に関する訴訟において、第一審では処遇改善を求めた職員側の訴えが認められていたものの、今年の5月、高裁で経済産業省側の主張が認められる判決が出されました。

ところがつい最近、アメリカにおいては、トランスジェンダーの男子生徒に対し、男子トイレの使用を禁じた教育委員会の決定を違法と認める判決が連邦最高裁で確定しました。女性として生まれた学生が自認する性別のトイレ（男子トイレ）に行くことについて、学校側が一時は認めたものの、他の保護者からクレームがあり、教育委員会は「生物学的ジェンダー」のトイレか、新たに設けられた両性用トイレの使用を義務づける規定を定めました。それが最近、保守派と言われる判事も含めて、教育委員会が講じた措置が違憲だという判決が下されました。

この例のように、まだまだ色々な所で揺れ動いている状況です。やはり今後、様々な課題について、市や学校に相談が入ることが考えられると思います。その対応をどうするのかというのは、簡単なことではないと思いますが、啓発を進めていく以上は、備えておく必要があるのではないかと記事を読んで感じました。

恐らくは、それぞれの組織で制度を考えたり、手続を考えたりするのだろうと思いますが、情報交換の仕組みをつくるなど、そういったことができないでしょうか。

○水野課長

こちら、非常に難しい問題だと認識しているところでございます。セクシュアリティというのは、人によって様々な形があり、それに対してどういう対応ができるのかというのは、一つの正解があるわけではないと思っています。

当事者の意思を尊重する一方で、他の利用者の方がどう思われるかということも考慮しなければならない。トイレの問題でいえば、京都市の場合、多機能トイレという形を採用していますが、他の施設の管理者、企業などでどうしたらいいのか悩まれるということも多くあることだと思います。そういった相談体制について、京都市としても検討していく必要はあると考えます。

○山村室長

今回「保護者向けリーフレット」を作る際に、教育委員会と色々と調整しており、今もお話があったような“服装”や“トイレ”などは、一定の考え方というのは、今までの知見からございます。しかし、やはり子ども一人ひとりと向き合いながら、個々の事情、ケースに応じて対応するということが大切なので、L G B Tの方々の悩みや課題を認識した上で、個別で対応していくということが最後に残ります。

もう一つは、世間の理解は進んでるようでまだ進んでないということもありますので、今回のリーフレットについては、思春期の子どもをもつ保護者向けに作成することとしました。子どもの悩みというのは、なかなか親には伝わりづらく、そういった基礎の部分から広めていかなければならないのかなと考えています。これまで、職員向け、企業向けに啓発を進めてきましたが、学校、保護者、地域、家庭というのは一番難しいということも、専門意見聴取会で出た意見でございます。懇話会の委員の皆様方の御意見もいただきながら、進めてまいります。

○玉置副座長

御意見を拝聴しておりまして、非常に重要な部分が今、明らかになってきていると感じました。私ども人権擁護委員の、いわゆる相談から調査、救済、そしてさらにまた啓発、この一連の動きの中で、この課題をどう捉えていくかということにつきまして、私どもの委員会の中でも、検討課題になってきております。

違憲か、合憲かというような司法に踏み込むようなことまでは行き着きませんが、山村室長のおっしゃったように、いわゆる学童期、小学校の高学年ぐらいから、どんどん体も心も変わってきますし、中学というよりも小学校高学年の辺りからの問題意識というのが、出てきているということだと思います。そこに向き合って、子どもたちにどう語り掛けていけるのかが非常に重要です。

また、子どもたちが知識を得る中で感じたこと、自分自身がもしかしたら・・・といった場合などの相談の受け入れ、どのように周りに共有していけるのか。そういった課題に直面をしておりまして、本日の意見を参考に、検討させていただければと考えております。

今回この「保護者向けリーフレット」、これは保護者だけではなくて、やはり教員を交えて、子どもたちを取り巻く関係者全員に共有されていくことが大事だと思います。その辺りを有効に使っていただければと思います。ちなみに、完成時期はいつ頃を目途に。

○山村室長

今のところ、10月にはできるようにと思っております。

○玉置副座長

そうしましたら、もう近いうちでございますので、また色々と参考にさせていただければと思います。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の取組について

○水野課長（共生社会推進室）

（資料3に基づき、説明）

（委員から事前にいただいた意見に回答）

事前にいただいた質問に対する回答を、先に御説明させていただきます。

菅原委員から、「コロナの感染拡大について、路上飲みが問題視されている。さらに、路上飲みの後の鴨川でのごみの散乱の問題のことも見ると、飲食店だけの制限では不十分に感じる」という御意見がございました。

こちらについては、特に飲食店への営業時間短縮又は休業要請期間中については、路上における飲食がよく見られることから、飲食店への営業時間短縮等の要請に留まらず、路上での飲酒自粛のホームページにおける呼び掛け、鴨川における府と連携した見守り活動、それから、公園への周知看板の設置、巡回活動を行うなど、積極的な啓発を行ってるところでございます。

もう1点、菅原委員から、「コロナやワクチンに関して誤った情報がSNS上で発信されている。特に若者向けにSNSを活用した広報が大切である」という御意見をいただいております。

こちらにつきましては、京都市の公式LINE、Twitter等により、若者を対象とした情報発信にも努めているところでございます。また、学生に対しては、感染防止対策や新型コロナウイルス感染症に関する経済的支援等を、学生向けアプリなどを活用して、発信しております。新型コロナワクチンに関する正しい理解を促すための情報についても、同アプリを活用し発信していく予定でございます。

○藤木委員

「正しい知識が大切だ」というのはそのとおりだと思います。資料の相談内容を見させていただきますと、「正しい、科学的な認識」ができていない相談ばかりに感じられます。それをどう解消するかとなると、やはり教育ですね。科学的、合理的に物事を考える教育が果たしてできてるかどうかという、その辺りが

根本的な問題として出てきます。

もう一つは、今回のコロナの場合、やはり新しい感染症ということで、情報が溢れかえり、また、科学的知見も日々変化しているという点があります。そのうえ、今度はデルタ株というのも新しく出てきて、どの程度で感染するのかがまだ分からないとか。「正しい情報」といっても、果たしてそれが本当に正しいのかどうかも分からないというような状況です。ですので、例えば『市民しんぶん』を読ませていただいても、しっかり書かれてると思うのですが、果たしてそれが正しい情報だと信用してもらえるかどうかという問題があると思います。

そういうことで、SNSなどで色々な情報が飛び交い、どれが正しいのか分からないということになります。広報の仕方というのが相当難しく、信頼されるような情報を出そうとすると、日々変えていかないといけないように思います。

キャッチフレーズなどは、大事だとは思いますが、それ以上に大事なのが、最新の科学的知見を整理して、またそれが正しいと決め付けずに、今の状況はこうですよということを客観的に知らせていくということだと思います。

そういうものに対して、こういう印刷媒体ですとか、それだけでいいのかどうかという問題も出てきますが、何か工夫をしていただきたいと思います。

○山村室長

われわれ人権の部署という立場からの市民の皆様への呼び掛け、それから、今おっしゃったような最新の科学的知見に基づいた正しい情報を迅速に広く伝える役割というのは、共にやらなければいけないということは確かです。ただ、専門的な情報発信というのは保健福祉局が担っており、そちらから市民の皆様へ浸透させるというのも非常に大事だと考えます。われわれとしては、そういった情報発信がベースにあったうえで、それを追いかける形というか、リンクする形で、人権啓発をやっていかなければなりません。

今回の市民しんぶんでも、松波委員にも御協力をいただきながら作成しましたが、「何が人権侵害に該当するのか」といったことに議論がありました。逆に不安を煽ってしまうことにならないようにするとか、この問題の感染拡大への関連性といった所が非常に悩ましくありました。今回お配りしています『市民しんぶん』8月1日号では、その辺り、結構踏み込んだ形で作成しております。感染防止というより、それを踏まえながら、みんなで乗り越えていこうという、差別禁止ということを前面に出すのではなく、共生社会という観点からのメッセージを発信させていただきました。もちろん、デルタ株など、危険な状況も続いておりますので、こちらについても、保健福祉局と十分連携しながら市民の皆様へ情報発信を行ってまいります。

また、ワクチンの関係についても、単に「ワクチンを受けない方への差別をや

めましょう」ということではなかなか伝わらないので、工夫しながら発信をしているところです。

○藤木委員

もう1点、「自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう・こころ・ほっとでんわ」」について、24時間対応にされたら10倍ほどに増えたとのことですね。こちら相談電話は、例えばコロナの客観的な、科学的な情報を尋ねるような窓口も、含まれているのでしょうか。それとも、こちらはあくまでも自殺等に関する相談なののでしょうか。

○水野課長

こちらは、自死遺族、自殺予防など、そういった専門の窓口になっております。科学的な知見などを紹介するための窓口ではないと認識しています。

○藤木委員

もし分かれば、この10倍というのが、どういう内容なのか聞かせていただきたい。また、なぜこれだけ増えたのかということもお願いします。また、コロナの科学的な最新の情報が教えていただける相談窓口はないのでしょうか。

○山村室長

内容等については、担当部署が本日不在ですので、後程御報告いたします。

また、相談窓口については、最新の情報をお尋ねいただける市の専門窓口はございませんが、担当部署等にお電話いただいた際は、御質問に個別でお答えしているというように聞いております。

○薬師寺座長

市の広報物として何か発信する時に、どこまで書けるかという問題があると思うのですが、民間で発信する場合でも相当な注意が必要です。例えば、飲食店で「マスクを着用されてない方お断りします。お持ちでない方はこちらを着けてください」という案内は問題ないと思いますが、マスクがない場合に、他の危険のために排除するということとなると、どうでしょうか。これが公共施設だと、余計に問題になってきそうです。

さらに、予防接種を受けている方と受けていない方。受けるか、受けないかは個人の自由だと言いながら、受けてない人に対しては、「お断り」というものが出てきた場合に、どうするのか。こちらは国によっても対応が異なるようです。

こういった微妙な部分について、今の段階でどこまで言えるのか。判断がはっ

きりしてないという批判も受けるわけです。大学で「熱がある人はお断り」とした時に、先生が明確に判断できるかといったら、とても難しい問題を抱えつつ対応していかざるを得ないという状況なので、その辺りに、先ほどから意見として出ている「正しい科学的な情報」と「人権」という感覚を併せて発信していく必要があります。

また、私たち大学関係者として非常に恐れているのは、京都ではないのですが、新宿や六本木などで夜の10時以降に若者が路上飲みしているのが報道されている状況です。あれを見ていると、今後もっと感染が拡大していくのではないかと感じます。京都市だけの問題ではなく、全体で考えていかないといけないと思うのですが、やはり市という範囲での広報も大切です。まん延防止等重点措置が8月2日から始まります。ただ、この措置は勧告に委ねるところも多く、市民に危機感を持っていただけるよう、緊密に連絡を取りながらやらざるを得ないと思います。

○菅原委員

京都は大学生、学生の街なので、皆さんが裕福なわけではなくて、奨学金を借りてバイトで自分の生活費を賄っている方も多くいらっしゃいます。このコロナ禍で、バイトもできず、大学をやめざるを得ないという方もいらっしゃるのではないかととても心苦しいです。市や府で支援はあるかとは思いますが、なかなか若い方にはつながることが多い。ポータルサイトなどで載っていると思うのですが、ぱっと見て見付けられなかったら、すぐ情報を探すのをやめるような子も多いと思います。そういうことで、若い人向けに情報を見つけやすいような発信に努めていただき、相談や支援につながるようにしていただければと感じています。

○山村室長

インターネットで「輝く学生応援プロジェクトの学生Place+」というのも市でやっています。こういったものを使いながら情報をSNSやアプリでも発信しています。また、当然、キャンパスプラザを中心に各大学と連携している機会もございますので、うまく活用しながら各大学と連携して発信していく。そしてやはり大学からも学生に伝えてもらうということも大事だと思います。

○薬師寺座長

実際、私も大学においても、残念ながらそのような学生が出始めてます。実際に米とかスパゲティの袋だとかを頻繁に取りに来る学生がいるのが実情です。ですので、色々な形の援助システムというのは、もちろん大学も作らないといけ

ませんが、社会保障的なメカニズムが必要になってきているのだと思います。

○菅原委員

大学生とか専門学校生の場合は、まだ社会に出る前ですので、一度挫折を味わうという、リーマンショック時の氷河期世代の二の舞いになってしまわないか心配です。先が見えない分、余計にメンタル的にもやられてしまいます。これを乗り越えた先に、また新しい社会があるという期待もあります。

○薬師寺座長

これまで、三つの議題を御議論いただきましたが、全体を通じての御質問、御意見はございますでしょうか。

○菅原委員

ヤングケアラーのことが話題に挙がりました。ヤングケアラーは、不登校、貧困、DV、児童虐待といったようにセクション分けをされると、どこにも含めづらいので、なるべくセクション分けせずに連携してやっていただけたらと思います。

私自身の経験から、若い時から苦勞をなさっている分、福祉の人材としてもっと尊重されるような施策があれば、今後、少子高齢化社会に貢献できるような人材として活躍できる方だと思います。彼らを切り捨てずにいてほしい。子ども自身もヘルプを求めるのを嫌がることもあるので、そういうことも意識して、担当の方は接していただきたいと思っております。

○松波委員

ヤングケアラーの話題が出たので、私も専門ではないのですが、障害のある方の人権について取り組んでおり、また、自分自身、介助者という立場でもあるので、思うことをお話しします。

このヤングケアラーという言葉は、数年前から少しずつ話題に出るようになりましたが、実態としては、もうずっと昔からあったのです。一部では美談として話されたり、あるいは、子どもが親やおじいちゃん、おばあちゃんの面倒を見るのは当たり前と見られてしまったり。また、障害のある兄弟の世話でも、普通に仲の良い兄弟としての行うこととは外れるような、親に余裕がないので、送迎など子どもが担うには重すぎることを担っているということが、昔からありました。

聴覚障害のある両親のため、子どもが通訳をするだとか、それは子どもの本来持つて人権、休む権利とか、遊ぶ権利とか、気持ちを聞いてもらう権利とか、

そういうものが脅かされていても、家族だからやって当たり前というようにみなされて、そういったことにやっと名前が付いたのが、ヤングケアラーの問題だと思います。

精神保健福祉の分野でも、親の世代が精神疾患を持っている子どもで、親を好きであるために平気なふりをしているけれど、実際は勉強等に大きく影響が出ている子がいます。「ヤングケアラー」という言葉、概念を通して、「子どもの人権」が喪失していないか、そういう視点でサポートする見守り、場合によっては児童福祉につなげるという、これまで狭間に落ちていた問題をサポートすることができ、やはり大事な概念かと思います。

ただ、“子ども”というイメージの小中学生だけでなく、例えばもう20代の若年女性が、自分で働いて自分の人生を歩むはずが、家族のケアをするために自宅にいて、しかも親戚からは当然視されているような、そういうケースもあります。子どもの権利、女性の人権、精神保健福祉など、複数の部署が関わっていて、この「ヤングケアラー」という言葉が出てくることによって、どんな問題が発見できるのか、どういう連携があれば、しんどい思いをしている人をサポートできるのかということで、取り組んでいただけたらと思います。

○山村室長

松波委員がおっしゃったように、まさにそういう課題だと思っています。昔からあったのですが、制度の狭間といいますか、関わっている部署はあるけれど、直接所管する部署がないという状況にありました。また、声を上げにくいといいますか、支援が届きにくい方々というの、ヤングケアラーの大きな課題です。そういったことが見えてきているので、先ほど申しましたプロジェクトチームを組みながら進めていくということでございます。ヤングケアラーという言葉が表に出てくることで、社会的認識の醸成にもつながるというのも大事な観点だと思っています。

なかなか即効的な施策はないのですが、われわれも課題をきちんと認識をして、施策の融合、それから、一般市民の方々にも広めていくことが大事だと思っています。懇話会でもそういう課題も入れていただくというのは、非常に意義があると考えているところでございます。

○薬師寺座長

では、一定、問題の整理といったことが必要なときには、ここで議題として取り上げるということも含めて、お考えいただければと思います。

○安井委員

少し連合京都を代表してという立場もございますので、労働組合側の意見ということも踏まえながら、お話をさせていただければと思っております。

先ほどから、コロナの偏見・差別ということで、市でも色々と取組をされていて、相談件数も増えているということだったのですが、実際に連合に寄せられた差別や偏見というのも多々ございます。「ウイルスをまき散らすから来るな」と言われたというような話であったり、「コロナ野郎」といった言葉や、「コロナかもしれないから帰れ」と言われたり、そういった事例が発生しているということで報告を受けております。

やはり働く側、労働組合側としても、そういったことは人権侵害であると認識しており、偏見や差別の防止のためにも啓発に取り組んでいかなければいけないと認識をしています。ただ、啓発をどのようにしていくのかということについて、立場の違いも考慮しなければならないと考えており、そこが一番の課題なのかなと思っているところです。

今回のこの資料を読ませていただきますと、SNS等について色々と書かれてる部分がございます、コロナに関して誹謗中傷への対応ということで、削除の要請などもお書きいただいています。このSNSというのは、時にはいいものであり、時には凶器にもなる非常に怖いものであると、私どもも認識しております。

実際に、芸能人の方もそれが原因で自ら命を絶たれてるという事例も発生しております。先ほどのLGBTのところでもありましたが、SNS等を活用して周知と書いてあったのですが、こちら、やはり方法を一つ間違えれば、更なる人権侵害につながるおそれもあると認識しております。その辺をしっかりと考えていかなければいけないと認識しております。

このコロナ禍で仕事をしていくにあたっては、非常に難しいことかもしれないのですが、どのように啓発していくのかというのが一番の課題かと思っております。

私自身、JP労組の郵便局の労働組合の立場で役員をさせていただいていますが、やはりエッセンシャルワーカーとして働いている立場でいいますと、私どもは公共的な側面が強く、配達を止めるということはできません。ただ、この炎天下で、マスクをして配達するとなれば、非常に体への負担も大きく、マスクを外して配達することも多いのですが、「感染をまき散らかして配達するのはどうなのか」「公共的な仕事で何を考えてるんだ」というような意見もいただいているのが事実です。

やはり、各個人、個人の認識というのは伝わっていかないと、今後まだまだ難しい部分であって、人権については、しばらくは考えていかなければいけないと思ってるところでございます。

○薬師寺座長

この懇話会は、自由に意見を言ってもらい、それぞれの立場で見える人権というものを出示してもらうことが、市民の今後の啓発とか相談というものを充実させていく非常に重要なポイントだと思います。皆様も率直に感じることを遠慮なく出示してもらうという形で、引き続きお願いしたいと思います。

○菅原委員

資料1の「令和2年度 of 取組実績」の改善事業「京都市地域再犯防止推進モデル委託事業」で、女性の若年女性主体のアントレプレナー塾の開催が5回と書いてありますが、これはどのような状況なのでしょう。起業していくということなのでしょう。再犯された方が起業していくというのは、資金を含めて、ものすごく大変だと思うのですが、今どのような状況なのか気になります。成功していればいいのですが。この場で分からなければ、後でお知らせいただければと思います。

○水野課長

申し訳ございません。今の段階で、何か成果につながったのかどうかというところが把握できておりません。後ほど御報告させていただきます。

○藤木委員

全体的に、「これをやりました」というのもいいのですが、「こういう成果がありました」という情報がほしいです。もしなければ、それに対する市の評価はどう考えているのかを、主なものだけでも、御報告いただいたらと思います。先ほどの、ひきこもりの相談窓口であっても、あれだけの成果をあげておられるのなら、それを記載していただいたほうが次への展開につながると思います。逆に、やってもこれはどうかというのもたくさんあると思うのです。そういう意味でも、できるだけ書いて、実績を取りまとめる段階で評価していただいたらどうかと思います。

○薬師寺座長

それでは、まだ議論もあるかと思うのですが、予定の時間がまいっておりますので、これで終了したいと思います。それでは、事務局にマイクをお返しします。

○山村室長

本日は、大変な貴重な御意見をいただきまして、本当にありがたく思っております。御意見をいただいている中で、今回のコロナの対応についての話では、総括

的、横断的視点からの評価をいただき、重要な部分も見えてきました。本日、御指摘を受けた箇所も踏まえて、価値のあるこの資料を作成させていただいて、皆様方からの御意見を、相乗的に活かせるような運営をしていきたいと思ひます。

このコロナ禍で、人権に関して色々と悩んでいるところですが、様々なことについて考えさせられるいい機会でもあると思ひております。また皆様から御意見を賜りながら、進めてまいりたいと思ひておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。